

結核患者憲章

結核患者憲章は、結核患者の権利と義務について述べたもので、世界の結核対策従事者に共通する認識を基に、患者やその関係者が、結核に関する知識を通して結核に立ち向かう力をパワーアップすることを目的として作成されました。具体的には、結核医療サービスの質的向上のために、患者、地域社会、医療従事者、民間・公的機関、政府がお互いにパートナーとして協働できる方法について述べていますが、特に、患者のパワーアップは、医療サービス提供者と行政サイドの効果的な協力体制を促進し、また、結核をストップする戦いに勝利するために不可欠な要素です。

本憲章は、2006年に世界結核技術支援連盟によって発表された「結核の国際的な医療基準 (International Standards for Tuberculosis Care)」の中で宣言されました。今回、ストップ結核パートナーシップ日本 (STBJ) は、この原文の意図するところを尊重しながら、日本の文化、風土に合った内容になるよう修正しました。これが結核患者や関係者の方々のお役に立てればと願っております。ご意見等ありましたら、STBJまでお寄せください。

患者さんができること(権利)

1. ケアを受ける

- (ア) いつでもだれでも結核の治療を受けることができます。その人の経済状態、人種、性別、年齢、言葉、犯罪歴、宗教、文化、同性愛かどうか、健康状態も関係なく、診断から治療まで等しく受けることができます。
- (イ) 最新の国際基準を満たした治療や助言を受けることができます。治療や助言は常に患者さん最優先です。多剤耐性結核や HIV/エイズとの二重感染への対応から、乳幼児など危険性が高いとされる人々への予防処置を含みます。
- (ウ) 発症する前の対策として、行政の健康管理対策の一環として、予防啓発活動や早期発見のための診断等を受けることができます。

2. 大切にしてもらえる

- (ア) 大事に思われながら治療を受けることができます。すべての医療や行政の従事者は、差別や偏見なく患者さんのために力を尽くさなければなりません。
- (イ) 家族、友達、社会の思いやりの中で、人格を尊重された、質の高い医療を受けることができます。

3. 情報を得られる

- (ア) 結核の治療のために、どこに、どのようなサービス、制度があるのか、そのためにどのような費用負担があるのか、いくら払う必要があるのかを知ることができます。
- (イ) 病状、診断、見通し、治療について、適切な時期に、理解しやすい説明を受けることができます。治療については、それに伴う危険性や、ほかの治療法の説明をしてもらうことができます。
- (ウ) 薬や処置について、通常の効果だけではなく、考えられる副作用や影響についても教えてもらうことができます。
- (エ) 自分の体調や治療方法について医療情報を得ることができます。患者さん本人やその法的代理人は、要望すれば治療記録のコピーを入手することができます。
- (オ) 患者さんには、仲間同士、ほかの患者同士で経験を共有することができます。また、診断から治療が完了するまでの間、いつでもカウンセリングを受けることができます。

4. 自分で選択できる

- (ア) 過去の医療記録を手に入れ、セカンドオピニオンを受けることができます。
- (イ) 外科処置について、受けることも拒むこともできます。ただし、化学療法が可能で、また医学的・法的見地から、他人に感染する病気であることの危険性が十分に検討された場合に限りです。
- (ウ) 何ら不利益を受けることなく、臨床研究に協力する、しないについて選択することができます。

5. 秘密は守られる

- (ア) 患者さんのプライバシー、尊厳、宗教的信条、文化について、十分な配慮がなされます。
- (イ) 患者さんの治療状況に関する秘密は守られます。本人の同意がないまま、外部に情報が流出するようなことはありません。

6. 不満を持った場合

- (ア) 患者さんの不満は、どのような形であっても保健所の医療相談窓口に応訴することができます。不満には適正な対応が取られます。
- (イ) 窓口で適切な対応がなされなかった場合、県などの上位の者に対応を求めることができます。また、その結果を文書で返答を受けることができます。

7. 参加する

- (ア) 患者さん同士のグループや地域のグループを作ったり入ったりすることができます。これらのグループは医療機関、行政などに支援を求めることができます。
- (イ) 結核対策の立案、実施や評価などについて、関係者の一人として関わることができます。対策は地方自治体のものから、国レベル、国際的なものまでさまざまです。

8. 安心して過ごす

- (ア) 診断後から治療完了後の社会復帰まで、安心して働くことができます。
- (イ) 治療に必要であれば、食事の補助など栄養面の確保が保証されます。

患者さんがすべきこと(責任)

1. 正直に話す

- (ア) 健康状態、病歴、アレルギーなど関係のありそうなことは医療従事者に伝えましょう。
- (イ) 家族、友達など、他に感染しているかもしれないと考えられる人のことは医療従事者に伝えましょう。

2. 約束を守る

- (ア) 先生と約束したことはしっかり守りましょう。自分のことや周りの人を守るために、約束したことは必ず守らなければなりません。
- (イ) 治療を続けるのに困ったことがあったり、よく分からないことがあった場合には、どんな小さなことでも医療従事者に伝えましょう。

3. 周りの人を思いやる

- (ア) 周りに結核かもしれない人がいたら、診断を受けるよう促しましょう。
- (イ) 他の患者さんや医療従事者の権利に対して、気配りを忘れてはいけません。これはみんなで仲良く過ごすための、生活の基本です。

4. みんなで治す

- (ア) 結核が早く治るように、他の患者さんと仲良く頑張っていきましょう。
- (イ) 治療中に得た知識や経験を、他の患者さんや周りの人たちと分かち合い、励まし合いましょう。
- (ウ) 結核のない世界を目指した運動に積極的に参加しましょう。